

ICかですか

「ICですかカード」では、下記期間中 色んな商品が当たる「夏のチャージキャンペーン」を行っております。詳細につきましては「(株)ですか」(☎088-882-6366)にお問い合わせいただくか電車・バス車内のポスター・チラシをご覧ください。



【期間：7月15日～9月15日】

暮らしやビジネスに便利な 県民手帳

申し込みを受け付けています!

ポケット判(9×14.5cm) 500円
デスク判(13×21cm) 750円

2011年版

■申し込み期限 9月24日(金)
■申込み 市役所企画課・各支所

無料法律相談会

10月1日から始まる「法の日」週間の行事の一つとして、無料法律相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

- 日時 9月27日(月) 13時～16時まで受付
- 場所 高知共済会館 高知市本町五丁目三ノ二〇
- 問い合わせ 高知地方・家庭裁判所事務局 総務課庶務係 ☎088-8222-0576

司法書士法律相談

10月1日の「法の日」に合わせ、無料相談会を開催します。不動産・商業・法人登記など、登記手続きに関することや、裁判所に提出する書類の作成など、お気軽にご相談ください。

- 日時 10月1日(金) 10時～12時 13時～15時
- 場所 のいちふれあいセンター
- 問い合わせ 高知県司法書士会 ☎088-8255-3131

法務局くらしの相談所

高知地方法務局では、1日無料相談所を開設します。当日は、法務局職員による土地、

建物や会社の登記手続等の相談の他、公証人によるさまざまな契約や、遺言などの公正証書に関する相談、また、高知県土地家屋調査士会の会員が参加して、土地の境界のトラブル等の相談にも応じます。お気軽にお越しください。

- 日時 10月3日(日) 10時～15時
- 場所 イオンモール高知内イオンホール

高知市秦南町一丁目四ノ八
高知地方法務局香美支局
香美市土佐山田町旭町一ノ四ノ一〇

高知地方法務局須崎支局
須崎市青木町一ノ四
高知地方法務局安芸支局
安芸市矢ノ丸二ノ一ノ六
高知地方法務局四万十支局
四万十市右山五月町三ノ二

■相談内容 登記・供託・戸籍・国籍・人権擁護等に関する相談、公正証書に関する相談、土地の境界に関する相談、相続や遺言等に関する相談など
※公証人は、イオンモール高知と四万十支局のみ出席。予約は不要です。

- 問い合わせ 高知地方法務局総務課 ☎088-8222-3331

土木

違反広告物等一斉除去

毎年9月1日から10日までを「屋外広告美化旬間」と定め、屋外広告物に関する広報・啓発を強化しています。

9月10日の「屋外広告の日」には、県内一斉に条例違反の広告物(貼り紙・立て看板など)撤去や、屋外広告物に関するルールを知っていただくための啓発活動を行います。

また、この機会に皆さんの周りに設置している看板などがルールどおり設置されているか、台風シーズン前に飛散や倒壊の恐れがないか点検してまいります。

- 問い合わせ 高知県中央東土木事務所 ☎088-8633-2175

米トレーサビリティ法がスタートします

米穀などの生産、加工および流通の各段階(複数の段階を含む)で履歴をはっきりし、食品の移動を追跡できるように、食品としての安心と安全を提供します。



土地に関する無料相談会

土地の価格や取引、税(固定資産税を抜く)、境界、登記など、土地に関する相談をお受けします。

- ※申し込み不要。当日会場へ直接お越しください。
- 【相談員】不動産鑑定士協会、税務署・法務局担当者、宅地建物取引業協会、司法書士会、土地家屋調査士会の方々
- 日時 10月20日(水) 10時～16時
- 場所 高知会館 高知市本町五ノ六ノ四二
- 問い合わせ 県庁用地対策課 ☎088-823-9820

年金

国民年金種別変更

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。

国民年金の加入種別は、3種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届け出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳

国民年金の加入種別

- 第1号被保険者 対象：自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等
- ▽手続き：市町村役場の国民年金担当窓口で行います。
- 第2号被保険者 対象：会社や官公庁にお勤めの方(厚生年金や共済組合に加入している方)
- ▽手続き：会社や官公庁が行います。
- 第3号被保険者 対象：国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
- ▽届け出：配偶者の勤務先を通じて行います。

種別変更となるケース
第1号被保険者となるケース
第2号被保険者が退職した場合(第3号被保険者になる場合は除く)また、その方に扶養されていた第3号被保険者。

- 第2号被保険者になるケース
第1号被保険者又は第3号被保険者が就職し厚生年金等に加入した場合。
- 第3号被保険者になるケース
会社等を退職して厚生年金を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

9月定例議会 主な予定

- 9月7日(火)：開会 ……本会議(諸般の報告など)
- 詳しくは、市議会事務局 ☎57-8513まで

- 問い合わせ 中国四国農政局 高知農政事務所 食糧部計画課(高知市) ☎088-875-2153

集落営農に取り組んでみませんか?

県では、産業振興計画の中で、農業で生活できる所得を目指す仕組みづくりとして、「集落営農」の取り組みを進めています。

集落営農とは

集落内で皆さんが、力を合わせて農地や農道・水路を守り、機械や施設を共同利用し、集団ぐるみで農業を続けていく仕組みです。

集落営農に取り組むメリット

- ①機械の共同利用
- ②作業の受委託
- ③農道・水路の共同管理
- ④女性や高齢者の参加
- ⑤集落での話し合い

- ①生産コストの削減
- ②園芸の規模拡大へ
- ③耕作放棄の防止
- ④直販や加工品への取り組み
- ⑤「結」の復活

所得の向上、集落の活性化

取り組みへの支援

集落営農への組織化に向け、県の「中山間地域集落営農等支援事業」をご活用ください。

- ☆「集落営農」に興味がある。取り組んでみたい! という集落は、補助率等説明にお伺いしますので、お気軽にご連絡ください。
- ☆農業振興センターや市町村の農業担当課 JAも一緒になって考えていきます。



■問い合わせ 高知県農業振興部農業政策課 ☎088-821-4511

福祉

子ども手当の新規申請

22年4月より子ども手当制度が始まりました。22年3月までに所得制限超等で児童手当を受けていなかった方、中学2・3年生のお子様がいる方は、子ども手当の新規申請が必要となります。

まだ申請が済んでいない方は、22年9月30日(木)までに申請していただくの特例措置により4月分までさかのぼって受給することができますので、早めに申請をお願いいたします。

- 10月1日以降に提出されたものについては、申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。
- ※子どもが生まれたときや、他市区町村からの転入の場合は、特例措置の対象になりません。
- 問い合わせ 市役所市民保険課

